徳島県告示第三百六十号

定に基づき、徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用料金の額の変更について次の とおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。 徳島県都市公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十号)第十五条の二第二項後段の規

令和元年九月四日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一利用料金の額

六〇円	回一个一	シャワー
一〇巴	個回	ロッカー
	田 憲	
	田米園	研修室
にこれらに準ずる者にあっては、四一〇円)を加算した額一人につき八三〇円(小学校の児童及び中学校の生徒並び一二、五六〇円に、利用者(学齢に達しない者を除く。)	一 棟 一 日	コテージ
利用料金の額	単位	有料公園施設の種類

備考 間未満の場合をいう。 「一日」とは利用時間が四時間以上の場合をいい、 「半日」とは利用時間が四時

適用

金について適用する。 令和元年十月一日以後の徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用に係る利用料